



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年11月17日火曜日 第2725号

### ◇ 目 次 ◇

県統計調査の実施.....	(循環型社会推進課) ...1139
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...1139
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	(都市整備課) ...1140
道路の区域変更(県道今治丹原線).....	(東予地方局管理課) ...1140
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ...1140
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...1140
土地改良区の定款変更の認可.....	( " ) ...1140
道路の供用開始(県道九島循環線).....	(南予地方局管理課) ...1141

### 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会) ...1141
政治団体の届出事項の異動の届出.....	( " ) ...1141
資金管理団体の届出.....	( " ) ...1142

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1357号

愛媛県産業廃棄物実態等調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例(平成20年愛媛県条例第68号)第3条第2項の規定により告示する。

平成27年11月17日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 調査の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画策定の基礎資料とするため、県内における産業廃棄物の発生、処理状況等を調査し、その現状分析及び将来予測を行うとともに、廃棄物等に関する意識調査及び資源循環促進税に関する調査を実施することを目的とする。

#### 2 調査対象の範囲

##### (1) 事業所

事業所母集団情報(平成26年次フレーム(速報))等から、地域、業種等別に全数または無作為抽出。

##### (2) 産業廃棄物処理業者

愛媛県、松山市の許可を受けている産業廃棄物中間処理業者及び最終処分業者を全数抽出。

#### 3 報告を求める事項

##### (1) 県内の事業所

産業廃棄物の発生量に関すること  
産業廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクルへの取組みに関すること

資源循環促進税導入後の影響等に関すること など

##### (2) 県内の産業廃棄物処理業者

資源循環促進税導入後の影響等に関すること など

#### 4 報告を求める事項の基準となる期日又は期間

平成26年度1年間の実績、平成27年11月20日から同年12月18日までの間の任意の1日

#### 5 報告を求める者

2で抽出した事業所等

#### 6 報告を求めるために用いる方法

委託業者の郵送配布及び郵送回収によるアンケート調査

#### 7 報告を求める期間

平成27年11月20日(金)から同年12月18日(金)

#### ○愛媛県告示第1358号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年11月17日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
フジ三島店	四国中央市三島中央一丁目字陣屋1928-1	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか2者	株式会社フジほか2者	平成27年9月29日ほか	平成27年11月2日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業松山公共下水道（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成27年11月17日

愛媛県知事 中村 時 広

1 事業施行期間

変更なし

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第1360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年11月17日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
県 道	今治丹原線	西条市広岡甲183番地4から 同市安用甲461番地1まで	旧	メートル 5.3～9.6	キロメートル 0.303	
			新	5.9～28.7	0.308	

○愛媛県告示第1361号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成27年11月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋 一 郎

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300289	NPO法人たんぼぼ	愛媛県宇和島市保田乙647番3	新 田 洵 子	短期入所	短期入所事業所たんぼぼスマイル	愛媛県宇和島市保田乙647番3	平成27年11月1日

○愛媛県告示第1362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、緑僧都土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年11月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋 一 郎

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	増 本 利 安	南宇和郡愛南町緑乙1290番地

○愛媛県告示第1363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、瀬戸町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年11月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋 一 郎

○愛媛県告示第1364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年11月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	九島循環線	宇和島市蛤375番5地先から 同市蛤373番1まで	平成27年11月17日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成27年11月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
日本臨床検査技師連盟愛媛県支部	赤 尾 智 広	檜 垣 佳 三	今治市土橋町一丁目8-18	平成27年10月16日
岡本やすし後援会	岡 本 靖	大 川 和 男	伊予郡松前町大字西高柳255-1	平成27年10月20日
砂野盛後援会	砂 野 盛	兵 頭 督 元	伊予郡松前町大字筒井中須賀362-16	平成27年10月21日

○愛媛県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成27年11月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県歯科医師支部	山 本 胸 三 郎	会 計 責 任 者	武 西 勝 利	玉 乃 井 勉	平成27年7月1日
自由民主党中山支部	久 保 栄	主たる事務所の所在地	伊予市中山町中山丑393-13	伊予市中山町中山西78	平成27年9月1日
		代 表 者	久 保 栄	武 智 実	
		会 計 責 任 者	井 上 勝 博	武 智 実	
自由民主党久万高原支部	高 橋 末 廣	代 表 者	高 橋 末 廣	滝 野 志	平成27年9月23日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
渡部浩後援会	森 川 義 彦	代 表 者	森 川 義 彦	玉 井 實 雄	平成27年6月15日
石井みどり愛媛県後援会	山 本 胸 三 郎	会 計 責 任 者	武 西 勝 利	玉 乃 井 勉	平成27年7月1日

愛媛県歯科医師連盟	山 本 胸三郎	会 計 責 任 者	武 西 勝 利	玉乃井 勉	平成27年7月1日
西村まさみ愛媛県後援会	山 本 胸三郎	会 計 責 任 者	武 西 勝 利	玉乃井 勉	平成27年7月1日
西原司と笑顔の仲間	西 原 司	会 計 責 任 者	濱 本 千賀江	佐々木 久代	平成27年9月24日
木村ほまれ後援会	木 村 誉	主たる事務所の所在地	松山市三番町七丁目6 - 2	松山市小栗一丁目3 - 30	平成27年10月1日

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成27年11月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
岡 本 靖	松前町長	岡本やすし後援会	伊予郡松前町大字西高柳255 - 1	平成27年10月20日